

社会福祉法人三井記念病院

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

性別・年齢・社員区分の別なく、職員が仕事と子育てを両立しながらその能力を十分発揮するための環境整備を行なうとともに、仕事と生活の調和された「ワークライフバランス」を目指し、職場環境の整備に努める。また、女性職員が活躍できる仕組みを整備すると同時に、当院にとってさらに社会にとって優秀な人材の確保に努めるために次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 目標と取り組み

《次世代育成支援対策推進法に基づく目標》

目標1：男性職員の育児休業取得率を80%以上にする。

＜対策＞

- 令和7年 4月～ 育児休業規則改定後の内容をまとめた案内を作成
- 令和7年 5月～ 案内をイントラネットに掲載して、制度と相談窓口を周知する

《女性活躍推進法に基づく目標》

目標2：管理職（医師は科長以上、医師以外はマネージャー以上）に占める女性労働者の割合を40%以上にする。

＜対策＞

- 令和7年 4月～ 現状の把握
- 令和7年 7月～ 現状を踏まえ、次年度の採用計画と人員配置計画の立案をする

《共通目標》

目標3：職員全体の時間外労働時間の月平均を、一人当たり10時間以内とする

＜対策＞

- 令和7年 4月～ 前年度の時間外労働時間の集計
- 令和7年 5月～ 四半期ごとに職種別、部署別に平均時間外労働時間を算出し、執行部へ報告。増加傾向にある場合は所属長へ連絡し、改善を促す。

目標4：有給休暇を年13日以上取得している職員を全体の60%以上にする。

＜対策＞

- 令和7年 4月～ 前年度の有給休暇取得の集計
- 令和7年 8月～ 取得日数を管理。8月までに5日以上取得していない職員を抽出し、本人及び所属長に状況を伝達して積極的な休暇取得を促す